

本市における救急搬送の実態

本市における平成22年の救急搬送件数は3,724件ありました。この内、軽症患者の件数は1,310件で約38%を占めています。その中でも、17歳以下の患者の割合は約55%になっています。

救急搬送の中には、「救急車で病院に行けば、ほかの患者よりも早く診察してもらえるから」という理由で、救急通報が行われたこともあります。

このように、緊急性がないのに救急車を利用する人が増えると、本当に救急車の必要な人を待たせてしまう可能性が出てきます。

「1秒に救われる命があります」



救急車は本当に必要な時に利用してください。



済生会川内病院内で実施された災害時救急医療訓練の様子(平成23年6月18日)



崩壊寸前の「救急医療体制」を守るために、一人一人が考えてください。ご協力をお願いします。

1 医療情報インターネット

診療所、病院を受診するに当たって、当番医や連絡先などの役立つ情報を提供します。

【ホームページ】

▶ 済生会川内病院

☎ <http://www14.synapse.ne.jp/saiseikaisen/>

▶ 川内市医師会

☎ <http://www4.synapse.ne.jp/sendaiisikai/>

▶ 薩摩川内市

☎ <http://www.city.satsumasendai.lg.jp>

2 鹿児島県小児救急電話相談

夜間における子どもさんの急な病気について、看護師などが、応急処置や医療機関の受診の必要性などの助言を行います。

【相談時間】=毎日 午後7時～午後11時

☎099(254)1186

*携帯電話やプッシュ回線の場合は、局番なしの「#8000」番におかけください。



9月9日は「救急の日」

「救急の日」は、救急業務や救急医療に対する理解と認識を深め、救急医療関係者の意識の高揚を図ることを目的に、昭和57年に定められました。

本年度も、川内市医師会、市消防局を中心に、救急医療週間の行事として、市民医療講座と集団救急事故訓練を実施します。なお、ここでは、本市における救急医療の現状についてお知らせします。

■ 医師不足の悪循環

各地の地方拠点病院で医師不足が問題となっていますが、本市の拠点病院(川内市医師会立市民病院や済生会川内病院など)の二次救急医療を担う医療機関(においても例外ではありません)。

そのような中、軽症の患者さんで、平日の昼間に病院へ行く時間があるにもかかわらず、休日や夜間に救急医療機関を利用する方が増えています。

このことにより、救急医療を支えている休日や夜間の当直医師の負担が大きくなり、ついには、過重労働から救急医療に携る医師が不足する...といった医師不足の悪循環に陥っています。

済生会川内病院における救急医療への取り組みについて

済生会川内病院 青崎 眞一郎 院長

医師不足の現状について

平成16年から始まった新医師臨床研修制度により、研修医が都市部に集中し、地方の大学の病院の研修医の数が減少しました。その結果、各地の地方拠点病院が医師不足に陥る事態となり、中には、小児科や産科などの必要な医師を確保できず、閉科や閉院に追い込まれた病院もあります。

小児科・産科救急医療体制を維持するために

小児科・産科および麻酔科における医師不足は全国的にも深刻な状況です。そのような中、地域の小児科医との医療連携により、一次救急医療と二次救急医療の役割分担を推進しています。

また、麻酔科医を確保するため、川内市医師会立市民病院や鹿児島大学病院などの連携により、非常勤の麻酔科医の支援をいただいています。

救急医療の「ハンコ」受診システム

医療に携る者は誰しも、『病院に來られた患者さんは、全ての人を診察して差し上げたい』という気持ちでいます。しかし、コンビニ受診が増えると、限られた医療スタッフで救急医療体制を維持している中、真に重症患者の診療が後回しになり、医

地域周産期母子医療センターについて

当院は、地域周産期母子医療センターに認定されており、地域の小児科・産科における救急医療機関としての中核的な役割を担い、安心して子どもを生み

師は昼夜を問わず過酷な診察に駆られ、負担が増すばかりです。このような状況が恒常化すると、医師がますます疲弊し、大学病院からの医師派遣がなくなる可能性もあります。ぜひ、市民の皆さんには、「限りある医療スタッフで救急医療体制を維持しているんだ」ということを考えていただきたいです。

普段から心掛けていただきたいこと

まず、健康診断などを積極的に受診し、病気の早期発見・早

期治療に努めてください。また、日ごろから「かかりつけ医」に何でも相談し、早めの受診を心掛けてください。緊急を要する場合は、119番に電話し救急車を要請してください。二次救急医療を担う拠点病院へ搬送されます。どの病院を受診していいのか分からない場合は、医療情報インターネット(上記①)や県の小児救急電話相談(上記②)などをご利用ください。



※1 入院や手術などが必要とする救急患者に対する医療
 ※2 厚生労働省が整備を進めている、産科と小児科などを備え周産期に係る比較的高度な医療行為を行うことができる医療施設
 ※3 入院や手術などが必要としない救急患者に対する医療
 ※4 休日や夜間の時間帯に、救急外来を受診する緊急性のない軽症患者の行動のこと

【問合せ】地域医療対策課(川内保健センター内) ☎(22)8848